

11 住 宅

1 住宅の新築・増改築・改造補助金、資金貸付

住宅の新築・増改築・改造の際、次の補助金、貸付資金を利用することができます。

(1) 帯広市ユニバーサルデザイン住宅補助金（帯広市独自）

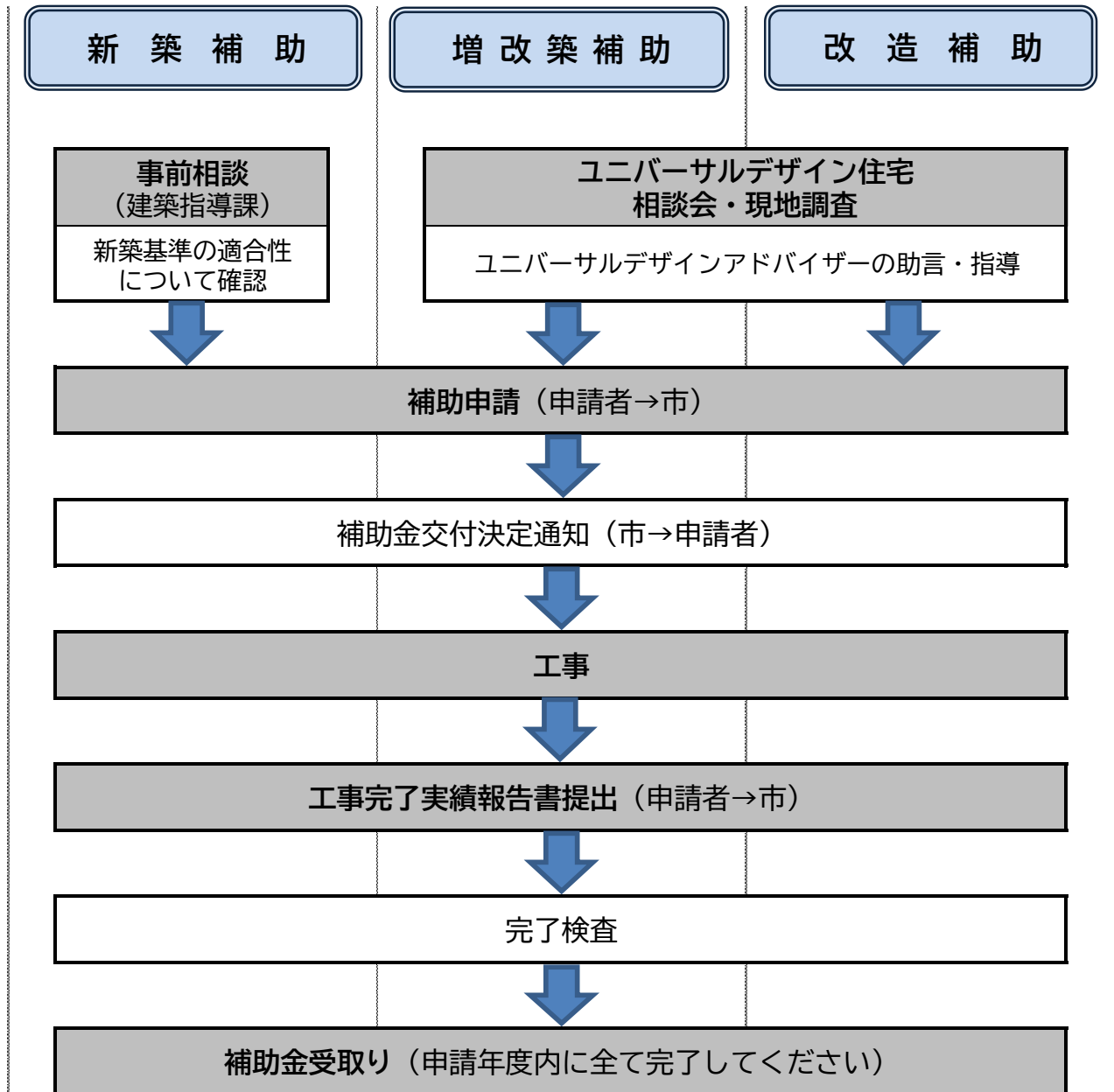
ユニバーサルデザイン住宅は、赤ちゃんから高齢者まですべての人が将来にわたって安心して暮らせる住宅です。

	新築補助	増改築補助	改造補助
1. 目的	帯広市高齢者・身障者等対応住宅設計指針（ユニバーサルデザイン設計指針）に基づく居住環境の整備に必要な資金を補助することによって、良好で快適な生活ができる住宅を普及促進します。		
	便利で安全、安心できる新築住宅を計画している方に補助	便利で安全、安心できる住宅へ増改築する方に補助	在宅身体障害者、身体機能の低下した高齢者・世帯の方に補助
2. 対象者	市区町村民税を滞納していない方 （納税状況によって対象となる場合があります）		
	所得※1を基に計算した規定金額※2の世帯総額が550万円以下		
	暴力団員等でない方		
	-	-	身体障害者福祉法で定める1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 または 介護保険法に基づく要介護者・要支援者
3. 対象住宅	帯広市内にユニバーサルデザイン設計指針に基づき新築する住宅	ユニバーサルデザイン設計指針に基づき増築改修する住宅	ユニバーサルデザイン設計指針に基づき改造する住宅
	現に対象者が居住している住宅		
	改造工事後、居住する空家		
	昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）で木造軸組工法により建築されたものについては、「無料耐震簡易診断」を受けなければならない。		
4. 施工業者	市内に事務所もしくは営業所を有し、建築業法による許可を受け建設工事を請け負う事業者	建設業等を営む方で、市内に事業所、営業所を有する法人または市内に住所を有する個人	
5. 補助内容	20万円（一律）	最大20万円 （補助率50%）	最大40万円 （補助率80%）
6. 申請期限	予算枠に達するまで		
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込期間中であっても予算枠に達した時点で受付を終了します。 ・ 申込みから補助金の受け取りまでを同じ年度で行っていただきます。 ・ 補助額は補助対象工事費（消費税除く）に補助率をかけた金額です。端数が生じる場合、千円未満は切り捨てとなります。 ・ 増改築補助と改造補助は、同時に利用できます。 		
8. 相談 問合せ先	（市）建築開発課 ～ 市役所6階 ☎65-4179		

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

※2 規定金額とは、所得に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に、給与所得の金額又は公的年金等の合計額から10万円を限度に控除した額となります。

申し込みの流れ



●ユニバーサルデザイン住宅相談会

理学療法士、作業療法士、一級建築士、保健師が専門の立場からユニバーサルデザイン住宅に関する相談をお受けします。

お住まいの間取りがわかる図面等をお持ちになってお越しください。

※相談会開催日の5日前までに建築開発課へ予約が必要です。

会場：帯広市役所10階会議室

日時：毎月第2・第4水曜日、13時～16時

(8月は第3・第4水曜日、2月は第2水曜日・第4木曜日)

申込み・問合せ先 (市) 建築開発課 ~ 市役所6階 ☎65-4179

(2) 生活福祉資金の住宅資金

障害者世帯や低所得世帯の方などが、住宅の補修、改築などを行う際に資金の貸付を受けることができます。居住地区の民生委員にご相談ください。

1. 対象者	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯
2. 対象住宅	補修、増築・改築（新築を除く）・保全の為に必要な経費
3. 貸付限度額	250万円以内
4. 利率	連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%。
5. 償還期間	据置期間6ヶ月以内 7年以内に償還
6. 留意事項	貸付できない場合 ・他制度の貸付が可能な場合、他制度が優先となります。 ・新築および土地、住宅の新規取得・工事内容が違法なもの ・建物を取り壊すための経費
7. 相談・問合先	・各地区の民生委員 ・（福）帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 グリーンプラザ内 ☎21-2414

2 身体障害者向公営住宅

日常生活で車椅子を常用している方向けに次の市営・道営住宅があります。

（令和元年8月1日現在）

1. 市営住宅	① 東5条南18丁目	（南東団地）	～ 2戸
	② 柏林台南町4丁目	（柏林台団地南町）	～ 4戸
	③ 柏林台北町3～5丁目	（柏林台団地北町）	～ 12戸
	④ 柏林台西町3～4丁目	（柏林台団地西町）	～ 4戸
	⑤ 西17条南6丁目	（若葉団地）	～ 8戸
	⑥ 西19条南4丁目	（明和団地）	～ 4戸
	⑦ 西15条南36丁目	（稲田団地）	～ 2戸
	⑧ 大空町6丁目	（大空団地5街区）	～ 1戸
	⑨ 大空町11丁目	（大空団地2街区）	～ 2戸
	⑩ 大空町1丁目	（大空団地光）	～ 2戸
2. 問合先	（市）住宅営繕課 ～ 市役所3階 ☎65-4190		
1. 道営住宅	① 柏林台中町1丁目	（柏林台中央団地）	～ 2戸
2. 問合先	（株）エーワンホーム（指定管理者） ～ 西8条南13丁目 ☎22-2013		

3 公営住宅の優遇措置

身体障害者の方が公営住宅へ申込み場合、抽選番号の加算などの優遇措置を受けられる場合があります。

1. 対象の世帯	身体障害者の方がいる世帯（身体障害者手帳1～4級の方）
2. 問合先	(1) 市営住宅 （市）住宅営繕課～市役所3階 ☎65-4190 (2) 道営住宅 （株）エーワンホーム（指定管理者） ～ 西8条南13丁目 ☎22-2013